

行政情報

9月10日～16日は

「自殺予防週間」です

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、相談事業を行っていきます。一人で悩まず、まず相談してみませんか？

○こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570-064-556

○よりそいホットライン

☎0120-279-338

☎0120-279-338

☎64-5240

問 かすみ保健福祉センター

10月は土地月間です！
土地取引の後には届出を

10月は土地に関する様々な普及啓発活動を行う「土地月間」です。

市内で、一定の面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、潮来市へ届出が必要となります。

【届出の必要な面積】

市街化区域 2,000㎡以上

市街化調整区域 5,000㎡以上

【届出の必要な取引】

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等。

【届出の期限】

契約締結日を含めて2週間以内

※詳細はお問合せいただくか、潮来市ホームページをご覧ください。

問 企画調整課 企画調整グループ

☎63-1111 内線212

潮来市持続化給付金支援
事業が始まりました

潮来市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付額】

一律10万円

【対象者】

○市内に本店を有する中小企業者及び個人事業主

○市外に店舗を有する市内在住の個人事業主

○市外に店舗を有する市内在住の個人事業主

【対象要件】

①国の持続化給付金の支給を受けておらず、今後も受ける予定がないこと

②令和2年1月から12月のうち、任意の1月の売上高が、前年同月と比較して

30%以上50%未満減少していること

③今後も事業を継続する意思があること

④市税を滞納していないこと 等

※①～④のほかにも要件がありますので、詳細は潮来市ホームページをご覧ください。

【申込方法】

所定の申請書類に必要事項を記入し、添付書類と併せて観光商工課に提出。

※申請書類はホームページからダウンロードできます。

【申込期間】

9月1日（火）～

令和3年2月26日（金）

問 観光商工課 観光商工グループ

☎63-1111 内線243

いばらき若者サポートステーション
就労相談のお知らせ

様々な理由で仕事に就くことが困難な若者のために就労相談を実施しています。「働きたいのに働けない」「誰に相談したらいいかわからない」「就職活動のやり方を教えてほしい」など、就職活動のやり方を相談にキャリアコンサルタントが応じています。相談は個別に行い、一人ひとりのお話を丁寧に伺います。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

※電話で事前予約をお願いします。

【期 日】毎月第2・第4火曜日

（祝祭日を除く）

【会 場】ハローワーク常陸鹿嶋

【対 象】15歳～49歳の未就労者及びその家族

問・申 いばらき若者サポートステーション

☎0120-717-557

行方県税事務所より
正しい軽油を使いましょう

自動車や各種機械の燃料として使用される軽油の購入代金には、軽油引取税という地方（県）税が含まれており、皆様の暮らしを支える貴重な財源となっています。

灯油や重油等をそのままディーゼル車の燃料として使用したり、これらと混和した軽油を使用することは、軽油引取税を免れるための脱税行為であり、悪質な犯罪です。また不良燃料の使用は、不完全燃焼を起こして故障の原因になり、発生する排気ガスは、近隣住民に迷惑をかけ、環境にも悪影響を与えます。

住みよい郷土を造るため、正しい軽油を使いましょう。詳細はお問合せください。

問 行方県税事務所 課税第一課

☎72-0483

広告募集

「広報いたこ」へ
広告を掲載しませんか！

潮来市では、「広報いたこ」「潮来市公式ホームページ」に有料広告掲載される方を募集しています。

詳しくは、潮来市役所 秘書課まで

〒311-2493 潮来市辻626

☎0299-63-1111 FAX 0299-80-1100

受 付

↓
広告掲載内容審査↓
広告掲載決定↓
掲載発行